

## ～最も医療が必要な方の受療権が侵害されている実態～

### 「75歳以上医療費窓口負担2割化実施後アンケート調査」および「手遅れ死亡事例調査報告」

私ども石川県民主医療機関連合会（略称：石川民医連）は、本県において無差別・平等の医療と福祉の実現を組織理念に掲げて、県下において金沢市の城北病院をはじめとする2病院、9医科・歯科診療所、他に保険薬局や介護系事業所あわせて63事業所が加盟する医療・介護団体として、感染拡大防止に最大限務めるとともに、コロナ禍の下でも地域住民の健康管理に努力しております。

ご承知の通り、昨年10月より75歳以上高齢者で一定収入のある場合に医療機関での自己負担がこれまでの1割から2割へと倍化する方が発生しています。今回、私どもの加盟事業所の窓口において、対象者への聞き取りアンケート調査を実施しました。特徴は、対象の8割弱で「以前より負担が重くなっている」こと。受診を制限するかわりに「他の生活費を切り詰めている」こと。3年後の緩和措置解除後には「受診できない」という厳しい声があがっています。

また2022年度の1年間に、経済的な事由で医療にかかれず病気が進行し、受診時にはすでに手遅れとなって亡くなった方の事例が全国で46件報告されていることが、当会も所属する全日本民主医療機関連合会が発表しました。物価高、電気代高騰で経済的な負担が高まる中で、必要な医療が受けられずいのちを失う事態が起きています。本日は石川県で起きた事例について報告し、必要な支援について提言します。

この2つの調査結果は、物価高騰で生活が苦しい世帯が増えている中で、「経済的事由」で受診を控え、手遅れになる危険性が県内でも高まっていることを示しています。本来あってはならない手遅れ死亡事例を発生させない施策が求められています。

#### <報告の概要>

「75歳以上医療費窓口負担2割化実施後アンケート調査」および「2022年度経済的事由による手遅れ死亡事例調査」報告について

報告者 公益社団法人石川勤労者医療協会 城北病院 院長 大野 健次  
副院長 柳沢 深志  
医療ソーシャルワーカー 川合 優  
石川県民主医療機関連合会 事務局次長 藤牧 圭介（事務）

#### <報告の概要>

##### 1. 「75歳以上医療費窓口負担2割化実施後アンケート調査」報告

（調査実施期間）2022年11月～2023年1月末

（調査対象者）石川民医連に加盟する診療所の患者、介護施設の入居者で概ね70歳以上の方に依頼

（回答数）221名 うち 75歳以上の方 179名、74歳以下の方 42名

（75歳以上の方179名の現在の医療費負担の割合）

1割 51名（28%）、2割 112名（63%）、3割 9名（5%）、N/A 7名（4%）

（アンケート項目）※別紙アンケート用紙参照

（Q.実施前（昨年10月以前）の医療費の負担感について（対象179名））

とても重い 25名（14%）、重い 47名（26%）、普通 85名（48%）、軽い 14名（8%）

とても軽い 2名（1%）、N/A 6名（3%） →すでに4割の方が負担を感じている

（Q.昨年10月から窓口負担が1割から2割になりましたか？）

はい 114名、いいえ 61名、N/A 4名

「はい」と回答した114名について、続けて以下のアンケートを行いました。

**(Q.2割になってからの医療費の負担感について (対象114名))**

とても重い 29名 (25%)、重い 58名 (51%)、普通 24名 (21%)、軽い 1名 (1%)

とても軽い 0名 (0%)、N/A 2名 (2%) →8割弱の方が負担が重いと回答

**(Q.医療費が増えたことで、当てはまるもの (複数回答))**

①今まで通り受診する 93名、②受診回数・薬を減らす 20名、③預金を切り崩して受診する 16名

④受診をためらうようになった 14名、⑤水光熱費を節約して受診する 13名

⑥食費を削って受診する 13名、⑦これ以上、切り詰められない 11名、⑧このままでは受診できなくなる 8名、⑩家族に支援してもらう 5名

→医療費が増えたことで不安が高まっている。さらに物価高騰、電気代値上がりが追い打ちをかけ、生活費を切り詰めながら必要な受診をせざるを得ない状況にある。

さらに「①今まで通り受診する」と回答した方でも②～⑩の回答を重複している方が28名いた。

単に今まで通りというわけではなく、実際には②～⑩にあるような対策をしながら受診している実態である。

約4割(43%)は預金を切り崩したり、交際費や食費等の生活部面を削る事を余儀なくされている。

**(Q.3年間の激変緩和措置(3千円以上増加しない措置)2つ以上の医療機関や薬局を利用する場合に高額療養費の手続きが必要です。手続きについて)**

手続きしていない 55名、手続きは済んだ 35名、手続きの仕方が分からない 21名

手続きが複雑で戸惑った 8名 →手続きをしていない、分からない方が多数

**(Q.3年後は、緩和措置が終了し、完全2割負担となります。3年後の予想は?)**

今まで通り受診できると思う 70名、受診回数・薬を減らすと思う 31名

受診できなくなるかもしれない 19名、受診できなくなると思う 4名

→今まで通り受診できるの回答が減少した。受診できなくなる患者が増える可能性が高い

**(アンケート調査のまとめ)**

① 2割になったことにより、負担感は大幅に引きあがった。「とても重い」10ポイント、「重い」13ポイントの増。一方、「普通」が19ポイント、「軽い」が4ポイント、それぞれ減少した。

② 2割化になった人のうち約4割(43%)は、預金を切り崩したり、交際費や食費等の生活部面を削ることを余儀なくされ、孤立化、フレイル、他の健康問題を引き起こすことが危惧される。

③ 物価高騰のもと、高齢者は年金を減らされ、経済的余裕はない。むしろ困難が進行している。

④ 今国会でも後期高齢者医療保険料の引き上げなど審議され、高齢者全体に不安が高まっており、受診控えで状況が悪化、手遅れとなる危険性が広がっている。

## 2. 「2022年度経済的事由による手遅れ死亡事例調査」報告

(調査実施期間) 2022年1月1日～12月31日

(調査対象者) 全国703事業所(病院、診療所、歯科)

① 国保税(料)、その他保険料滞納などにより、無保険もしくは資格証明書、短期保険証発行により病状が悪化し死亡に至ったと考えられる事例

② 正規保険証を保持しながらも、経済的事由により受診が遅れ死亡に至ったと考えられる事例

(調査方法) 各事業所担当者から調査票提出

全日本民主医療機関連合会に加盟する事業所

23都道府県より46事例を集約

うち石川民医連が報告した1事例について報告する

(事例の特徴) 高齢者が増加している。独居世帯、無職で無収入、男性、癌が多い。正規の保険証があっても受

診控えがあること。

### (国民健康保険制度とは)

国民健康保険料を一定期間（1年以上）滞納した場合、市町は国民健康保険証の返還を求め、資格証明書を発行することができる。(国保法9条) 資格証明書をもって医療機関を受診した場合、窓口での支払いが10割負担となり、医療費支払いの後、領収書をもって市に申請すると保険給付分が返還される。

災害その他、政令で定める特別の事情がある場合には資格証明書は発行できない。しかし、自治体によっては特別の事情を把握せず滞納を理由に一方的に資格証明書を発行しているところも多い。

### (事例概要)

Aさん 60代 男性 アパートで独居生活 仕事：大工請負  
結婚歴なく、子供なし 市内に姉がおり、コロナ前は定期的に連絡取り合っていた。

2021 年末から食欲不振、身体のだるさあったが、国民健康保険の資格証明書になっており手元に保険証なかったことや、コロナによる収入減少による経済的な困窮あり受診できず様子みていた。

大工の仕事をしていたが体調崩し、仕事にも出られなくなり、蓄えを崩して生活。市内に住む姉が、しばらくぶりに本人の様子みにいくとやせ細っており、身動きもとれない状況。医療費のこともあり、姉が市役所に生活保護の相談。生活保護担当課職員から車あることなどから生保対象にはならないと言われ、保険証をもらいに医療保険担当課へ回される。医療保険担当課で姉が保険証出してもらえないか相談するも、本人ではないから滞納金額のことなど詳細教えられないと取り合ってもらえず。無料低額診療（資料④参照）を紹介され、姉が藁にもすがる思いで当院に電話で相談。受診時は自分で歩くこともままならない状況。診察の結果、膵癌の多発肝転移、肝不全の状態。即日入院。受診時に医療ソーシャルワーカーが介入し、生活保護担当課に連絡。入院になることを伝え、後日姉が生保申請の手続きに市役所行くこととし、受診日からの生活保護申請を確認。入院時から食事摂取困難の状況であり、徐々に体力低下。内服も困難な状況となり、入院19日目に死亡。

Aさんの手遅れ死亡事例をもとに自治体担当課と懇談し、今後の資格証明書の発行中止を求めたが、発行中止の意思は示されず。

### (手遅れ事例を無くすために)

国民健康保険の資格証明書の発行は事実上、医療にかかる道を途絶えさせてしまう。本来、国民の命と健康を守るための国民健康保険制度によって国民の命が奪われるという現実。資格証明書の発行による手遅れ死亡事例は後を絶たない。資格証明書の発行を中止し、すべての市民に保険証を交付すべき。保険料を滞納せざるを得ないほどの高い保険料の引き下げが必要。制度に当てはめるのではなく、「なんとかしてあげられないか」という自治体窓口での市民目線での真摯な対応が求められる。

## 3. 私たちが伝えたいこと

○高齢者のいのち・健康・人権を脅かす75歳以上医療費窓口負担2割化中止を県として国に求めること。

※「現役世代との負担の公平化」の理屈は破綻している <資料①～③参照>

○「受療権」の侵害にかかわる資格証明書の発行を中止し、高すぎる国保料の引き下げを行うこと。

※2022年 県内各自治体の国民健康保険料の滞納金額と資格証明書等の状況<資料④参照>

○住民に「無料低額診療事業」を周知徹底すること。 ※無料低額診療事業とは<資料⑤～⑦参照>

○コロナ禍においても、必要な人に必要な医療が提供できる医療・介護の体制を構築し、住民の「受療権」を保障すること。

=====

《本件についてのお問い合わせ》

石川県民主医療機関連合会

事務局次長 藤牧 圭介

〒920-0848 金沢市京町 24-14

Tel 076-253-1458 fax 076-253-1459